

## 社会福祉法人平塚あさひ会

### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

全ての社員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行  
動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年10月1日～2026年3月31日
2. 目標と取り組み内容・実施時期

**目標 全社員の有休取得率 80%以上とする。**

実施時期・取組内容

2021年10月～有休休暇を取得しやすいように、業務用内容の再構築を検討しデジタル化による負担減を検討開始。

2022年1月～業務再構築内容を決定し、デジタル化移行開始。

2022年6月～業務再構築遂行し、業務デジタル化完了。

2022年7月～各ユニット・各事業所にて有休取得について届け出もデジタル化。

2023年3月～有休取得率を各ユニット・各事業所別に発表し公表し 80%目標を促す。

2024年3月～有休休暇取得率 70%超えを目指す。

2025年3月～有休休暇取得率 75%越えを目指す。

2026年3月～有休休暇取得率 80%越えを達成。

以上